

子どもの責任と処罰の行方

——あやまちに厳しい社会の諸相——

神奈川工科大学 基礎・教養教育センター教授 山本 聡

はじめに

1983年に発売されたレコードに「子供達を責めないで」(作詞：秋元康、歌：伊武雅刀)という曲がある。その歌詞は当時の世相(奇しくも少年非行の第3のピーク)を反映したブラックユーモアと思われるが、あらためて読み直しても、とても面白い言説を含むので抜粋してみよう。

——「……子供は幼稚で礼儀知らずで気分屋で、前向きな姿勢と無いものねだり、心変わりと出来心で生きている。甘やかすとつけあがり、放ったらかすと悪のりする……はっきり口に出して人をはやしたてる無神経さ……忍耐のかけらもない……火事の時足でまとい、離婚の時悩みの種、いつも一家の問題児……定職もなくブラブラし、逃げ足が速く、いつも強いものにつく、あの世間体を気にする目がいやだ。あの計算高い物欲しそうな目がいやだ……何が天真爛漫だ、何が無邪気だ……何がつぶらな瞳だ。そんな子供のために私達おとなは、何もする必要はありません。……これだけ子供がいながらひとりとして感謝する子供なんていないでしょう……私は本当に子供が嫌いだ」

子どもを非難するというよりも、むしろ子どもの特徴を鮮やかに捉えていて「だから子どもなのだ」と変に納得してしまう力がある。「子どもは無邪気で素直であるはずだ」などという思い入れに無理があるのであり、憤慨するのは大人気ないと思わせてしまう可笑しさを持っている。子どもの不遜な行動や悪戯に対し、逆に笑い飛ばしてしまう大人の寛容さがそこにはある。

「罪を犯す能力」と子どもの処罰原理

子どもの処罰原理を考えるには、初版『グリム童話集』がおもしろい。

——「西部フリースランドにある小都市で5歳から6歳くらいの女の子と男の子が遊んでいました。やがて、子どもたちは屠殺ごっこのためのお料理番の役割を決め、豚をつぶす役の子は、豚の役の男の子につかみかかってねじ倒し、小刀でその子の喉を切り開き、下働き役の女の子はその血を小さな皿で受けました。そこへ市の議員が通りかかって、すぐさま豚役の男の子の喉を切った男の子を引っ立て、市長さんの家へ連れて行きました。市長さんは、さっそく議員を残らず集め、一生懸命に相談しましたが、男の子をどう処置してよいか見当が付きません。これがほんの子ども心でやったことであるのは、わかりきっていたからです。ところが、議員の中に賢い老人がいて、それなら裁判長が片手にみごとな赤いリンゴを、片手に1グルデン銀貨をつ

かんで子どもを呼び寄せ、両手を子どもの方に一度につきだしてみせるがよい。もし子どもがリンゴを取れば無罪にしてやるし、銀貨の方を取ったら死刑にするがよいと、うまい知恵を出しました。子どもは笑いながらリンゴをつかみました。それで子どもは何も罰を受けませんでした」『グリム童話集(一)』『子どもたちが屠殺ごっこをした話』岩波文庫より要約

当時のヨーロッパは、冬になる前に家畜を屠殺し、肉を保存していたのだから、5・6歳くらいの子供が遊びの中で同様の行為(ごっこ遊び)を行うことはしばしばあった(ブリューゲルの絵画「子供の遊戯」の中にも、豚の膀胱を風船代わりに遊ぶなどが見られる)と思われる。そうした背景の中で起きた事件である。見方によっては事故なのかもしれない。子どもは、「ごっこ遊びと現実」とをはっきり区別しない。だから、処置に困ったのである。

結末の「赤いりんごと銀貨」のどちらを選ぶかが、この話の落ちである。無罪と死刑という極端な展開になっているが、子どもの「罪を犯す能力(Doli capax)」を「りんごと銀貨」で鑑定し、処断したものといえる。もちろん、りんごを取ったからといって、「罪を犯す能力」がないと単純に判断はできない。しかし、18・19世紀にして、7歳未満の子どもの「罪を犯す能力」に悩み、判断したところにこの話のおもしろさがある。

昔は大人も子どもも同様に処罰されていたという俗説が信じられている。しかし、19世紀以前の英米の刑法が「14歳以下の子どもにも重罪については処刑する」という内容を持っていたとしても、それが通例になっていたという証拠は何もない⁽¹⁾。

逆に、その厳格さゆえに「子どもの場合には①軽い罪で起訴する。あるいは②訴追しない。③死刑が科せられる可能性のある事件では、子どもを有罪と認めない」などの措置で緩和されていたことがわかっている。そして、こうしたあらゆる手段が効を奏さなかった場合には、子どもを処刑から救うために、しばしば④国王の恩赦が利用されたという⁽¹⁾。裁判所は14歳以下の子どもに死刑を宣告することには究めて消極的であったし、最悪の事態が生じ、死刑の宣告がなされた場合でも、他の裁判所に移送され、保護されているうちにうやむやとなり、実際に14歳以下の子どもが処刑されることは滅多になかったと考えられている(子どもが実際に処刑されたならば州の犯罪記録簿か、その当時の新聞記事に記されているはずであるが、多くは何の記載もない)。

子どもに過酷な時代と考えられている中世であっても、「子どもを大人と同様に処罰していた」という事実は見当たらない。むしろ、現代ほど、子どもに厳しいまなざしを向ける時代はないといえる。

子どもは激変したのか

刑事責任能力とは、刑罰の抑止力下で自由を与えられる資格である⁽¹⁾と考えられる。少年も同じ市民社会に生きている人間であることに変わりがない。ただ、少年は是非を弁別する能力がまだ十分に備わっていない（発達心理学上の証左があるわけではない）ので、刑罰がその抑止力を十分に発揮することが期待できない。しかも、大人と同じ刑罰では弊害が大きいため、刑罰を避けて「性格の矯正と環境の調整」のための保護処分で臨む原則になっている。

しかし今や、子どもは経済的には立派な消費者であり、IT・メディアの発達によって、得られる情報量も大人と変わらない。こうした現実と法の建て前の大きなギャップが、社会を苛立たせ、子どもを取り巻く社会の寛容度に大きく影響を与えているのかもしれない。

たとえば、戦後、触法少年（14歳未満）の殺人事件が15件と最も多かった昭和35年（ちなみに平成15年は3件、少年全体では昭和36年の448件が最高）の主な殺害事件を見てみると、昔も今以上の犯罪があったことが理解できる。

昭和35年1月8日〔小5が友だち殺害〕

滋賀県草津市の公園で、小学5年生が4年生を何度も殴って足を抱えて引きずり、脳内血管破裂で死亡した。野球遊びに入れなかったためカッとしたもの。

同年2月3日〔中1が同級生をバットで殴り殺す〕

香川県小豆郡の中学1年生男子は小学生の頃から仲良しの同級生女子を近くの麦畑に呼び出し、バットで全身をめった打ちにして殺害し、井戸に投げ込んだ。女子がこの中1生を妹に告げ口し、両親に叱られるのが嫌だったからという。両親とも教師で、成績はトップだった。

同年7月11日〔褒美欲しさに小2と小1が幼女殺人〕

川崎市の小学校の貯水池で女の子（2歳）が溺れていると、小学2年生と小学1年生が母親に知らせたが、間もなく死亡した。実はこの2人の少年が盆踊りに来ていた女の子をおもちゃで誘って連れ出し池に落とし、はい上がろうとする女の子を3度も突き落としていたことがわかった。4月に小学1年生の女の子がこの池で溺れているのを助け、現金200円とノート4冊をもらったのに味を占め、もう一度褒美をもらおうとしたもの。

（以上、少年犯罪データベース参照：<http://kangaeru.s59.xrea.com/index.htm>）

これらの子どもたちの処分は、児童相談所に送られた小学1年生と小学2年生を除き、家庭裁判所は彼らを教護院

（現在は児童自立支援施設）送致という保護処分に付した。しかし、「刑罰を」という声はまったく出なかった。

おわりに

何歳ならば大人のように処罰すべきか。リスク管理社会の中で、子どもに責任をとらせることは容易なことだろう。今まで、秩序を乱す少年は処刑か処罰かそれとも援助されるのかという問題は、少年自身の道徳的な成熟の問題とされることが多かった。しかし、少年にどう対処するかという問題は、むしろ社会の側の道徳的な成熟度の問題でもある。子どもを厳罰に処し、大人と同じ責任をとらせようとするならば、立法者は子どもに対する（自らの）責任を問い返す必要がある。

参考文献

(1) : Anthony M. Platt. *The Child Savers: The Invention of Delinquency*. 藤本哲也・河合清子訳「児童救済運動」補論参照 pp.185-203

(2) : 前掲書 pp.185-203

(3) : 所一彦「少年保護再論 - 刑罰と保護 -」『少年法の展望』現代人文社、2000年、pp.3-21. および「共生の刑事学」立教法学 54号